

国立大学法人京都大学の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 国立大学法人京都大学の組織</p> <p>第1節 総長、理事、運営方針会議等（第2条—第6条）</p> <p>第2節 経営協議会、教育研究評議会及び部局長会議（第7条—第9条）</p> <p>第3節 委員会（第10条）</p> <p>第4節 職員（第11条）</p> <p>第3章 京都大学の組織</p> <p>第1節 職員等（第12条—第14条）</p> <p>第2節 大学院（第15条—第24条）</p> <p>第3節 学部（第25条—第29条）</p> <p>第4節 附置研究所（第30条—第38条）</p> <p>第5節 附属図書館（第39条—第41条）</p> <p>第6節 医学部附属病院（第42条—第44条）</p> <p>第7節 全国共同利用施設（第45条）</p> <p>第8節 学内共同教育研究施設（第46条）</p> <p>第8節の2 犬山キャンパス運営協議会（第46条の2）</p> <p>第8節の3 事業推進組織（第46条の3）</p> <p>第9節 教育院等（第47条—第49条）</p> <p>第10節 高等研究院（第50条）</p> <p>第11節 その他の学内組織（第51条）</p> <p>第12節 学系、学域及び全学教員部（第52条—第55条）</p> <p>第4章 事務組織（第56条）</p> <p>第5章 監査室（第57条）</p> <p>附則</p> <p>（中略）</p> <p>第4節 職員</p> <p>（職員）</p> <p>第11条 法人に、職員を置く。</p> <p>第3章 京都大学の組織</p> <p>第1節 職員等</p> <p>（職員の種類）</p> <p>第12条 京都大学に次に掲げる職員を置き、法人の職員をもって充てる。</p> <p>教授</p> <p>准教授</p> <p>講師</p> <p>助教</p> <p>助手</p> <p>事務職員</p> <p>技術職員</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 国立大学法人京都大学の組織</p> <p>第1節 総長、理事、運営方針会議等（第2条—第6条）</p> <p>第2節 経営協議会、教育研究評議会及び部局長会議（第7条—第9条）</p> <p>第3節 委員会（第10条）</p> <p>第4節 職員（第11条）</p> <p>第3章 京都大学の組織</p> <p>第1節 職員等（第12条—第14条）</p> <p>第2節 大学院（第15条—第24条）</p> <p>第3節 学部（第25条—第29条）</p> <p>第4節 附置研究所（第30条—第38条）</p> <p>第5節 附属図書館（第39条—第41条）</p> <p>第6節 医学部附属病院（第42条—第44条）</p> <p>第7節 全国共同利用施設（第45条）</p> <p>第8節 学内共同教育研究施設（第46条）</p> <p>第9節 支援組織等（第47条—第49条）</p> <p>第10節 高等研究院（第50条）</p> <p>第11節 その他の学内組織（第51条）</p> <p>第12節 学系、学域及び全学教員部（第52条—第55条）</p> <p>第4章 事務組織（第56条）</p> <p>第5章 監査室（第57条）</p> <p>附則</p> <p>第4節 職員</p> <p>（法人の職員）</p> <p>第11条 （同左）</p> <p>第3章 京都大学の組織</p> <p>第1節 職員等</p> <p>（大学の職員）</p> <p>第12条</p> <p>（同左）</p>

改 正 前	改 正 後
<p>2 教授、准教授、講師及び助教は、<u>部局において、教育研究に従事する。</u></p> <p>3 助手は、<u>部局において、教育研究の実施に必要な業務に従事する。</u></p> <p>4 事務職員は、<u>総務、経理等の事務に従事する。</u></p> <p>5 技術職員は、技術に関する職務に従事する。</p> <p>6 第1項に定めるほか、その他必要な職員を置き、法人の職員をもって充てることができる。</p> <p>7 第1項の職員の定数の管理に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(中 略)</p> <p style="text-align: center;">第4節 附置研究所 (附置研究所)</p> <p>第30条 京都大学に、次に掲げる研究所を附置する。</p> <p>化学研究所 人文科学研究所 医生物学研究所 エネルギー理工学研究所 生存圏研究所 防災研究所 基礎物理学研究所 経済研究所 数理解析研究所 複合原子力科学研究所 東南アジア地域研究研究所 iPS細胞研究所</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p style="text-align: center;">第8節 学内共同教育研究施設 (学内共同教育研究施設及びその長)</p> <p>第46条 京都大学に、京都大学における教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設として、次に掲げる学内共同教育研究施設を置く。</p> <p>総合博物館 フィールド科学教育研究センター 福井謙一記念研究センター</p>	<p>2 教授、准教授、講師及び助教は、教育研究に従事する。</p> <p>3 助手は、教育研究の実施に必要な業務に従事する。</p> <p>4 事務職員は、<u>法人の経営、京都大学の教育研究等の実施に関し必要な職務に従事する。</u></p> <p>5 } 6 } (同 左) 7 }</p> <p><u>第12条の2 京都大学は、前条に定める職員の相互の適切な役割分担の下での協働及び組織的な連携体制により、教育研究活動等の運営を組織的かつ効果的に行うため、組織を編制する。</u></p> <p style="text-align: center;">第4節 附置研究所 (附置研究所)</p> <p>第30条 京都大学に、次に掲げる研究所を附置する。</p> <p>化学研究所 人文科学研究所 医生物学研究所 エネルギー理工学研究所 生存圏研究所 防災研究所 基礎物理学研究所 経済研究所 数理解析研究所 複合原子力科学研究所 東南アジア地域研究研究所 iPS細胞研究所 <u>ヒト行動進化研究所</u></p> <p>2・3 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">第8節 学内共同教育研究施設 (学内共同教育研究施設及びその長)</p> <p>第46条 } } (同 左) }</p> <p>総合博物館 フィールド科学教育研究センター 福井謙一記念研究センター</p>

改正前	改正後
<p><u>ヒト行動進化研究センター</u></p> <p>2～9 (略)</p> <p><u>第8節の2 犬山キャンパス運営協議会</u> (<u>犬山キャンパス運営協議会</u>)</p> <p><u>第46条の2 京都大学に、犬山キャンパス(愛知県犬山市における京都大学の敷地において理学研究科、生態学研究センター、野生動物研究センター、総合博物館及びヒト行動進化研究センター(以下「関係部局」という。))により、教育研究が実施される場をいう。)</u>における関係部局の管理及び運営に関する事項について審議するため、<u>犬山キャンパス運営協議会を置く。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>犬山キャンパス運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、京都大学犬山キャンパス運営協議会規程(令和4年達示第17号)の定めるところによる。</u></p> <p><u>第8節の3 事業推進組織</u> (<u>事業推進組織</u>)</p> <p><u>第46条の3 京都大学に、研究、教育その他全学的事業の推進に係る総合マネジメントを行うための組織として、次に掲げる事業推進組織を置く。</u></p> <p><u>総合研究推進本部</u> <u>教育改革戦略本部</u> <u>成長戦略本部</u></p> <p>2 前項の事業推進組織に関し必要な事項は、<u>当該本部規程の定めるところによる。</u></p> <p><u>第9節 教育院等</u> (<u>教育院等</u>)</p> <p><u>第47条 京都大学に、京都大学における教養・共通教育及び京都大学大学院における共通・横断教育の企画及び実施、学生支援に関する業務の推進、学術研究基盤の整備その他全学に係る業務を実施するための組織として、次に掲げる教育院、機構、本部及び研究院を置く。</u></p> <p><u>国際高等教育院</u> <u>大学院教育支援機構</u> <u>学生総合支援機構</u> <u>環境安全保健機構</u> <u>情報環境機構</u> <u>図書館機構</u> <u>国際戦略本部</u> <u>人と社会の未来研究院</u></p> <p>2 前項の教育院等に関し必要な事項は、<u>当該教育院規程、機構規程、本部規程又は研究院規程</u></p>	<p>2～9 (同 左)</p> <p><u>第9節 支援組織等</u> (<u>支援組織</u>)</p> <p><u>第47条 京都大学に、総長の業務の企画立案及び実施を支援するため別表1に掲げる組織を置く。</u></p> <p>2 <u>別表1の組織</u>に関し必要な事項は、<u>当該組織規程の定めるところによる。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>の定めるところによる。</p> <p>第48条 前条に定めるもののほか、京都大学に、京都大学における歴史資料の収集、整理及び保存その他全学に係る業務を実施するため、大学文書館を置く。</p> <p>2 前項の施設に関し必要な事項は、京都大学大学文書館規程（平成16年達示第59号）の定めるところによる。</p> <p>（その他の全学支援等の組織）</p> <p>第49条 前2条に定めるもののほか、京都大学に、全学に係る業務を実施するために必要な学内組織を置く。</p> <p>2 前項の組織に関し必要な事項は、総長が定める。</p> <p>（中 略）</p> <p>第4章 事務組織</p> <p>第56条 京都大学に、法人又は京都大学の業務の実施に関し必要な事務を遂行させるため、<u>事務本部</u>、共通事務部、部局事務部等を置く。</p> <p>2 前項の事務組織に関し必要な事項は、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</p> <p>（中 略）</p>	<p><u>第47条の2 京都大学に、プロボストの掌理する業務の企画立案及び実行を支援するため別表2に掲げる組織を置く。</u></p> <p>2 <u>別表2の組織に関し必要な事項は、当該組織規程の定めるところによる。</u></p> <p><u>第47条の3 京都大学に、CFOの掌理する業務の企画立案及び実行を支援するため、別表3に掲げる組織を置く。</u></p> <p>2 <u>別表3の組織に関し必要な事項は、当該組織規程の定めるところによる。</u></p> <p><u>（大学文書館）</u></p> <p>第48条 前3条に定めるもののほか、京都大学に、京都大学における歴史資料の収集、整理及び保存その他全学に係る業務を実施するため、大学文書館を置く。</p> <p>2 （同 左）</p> <p>（その他の全学支援等の組織）</p> <p>第49条 <u>第47条から前条までに定めるもの</u>のほか、京都大学に、全学に係る業務を実施するために必要な学内組織を置く。</p> <p>2 （同 左）</p> <p>第4章 事務組織</p> <p>第56条 京都大学に、法人又は京都大学の業務の実施に関し必要な事務を遂行させるため、共通事務部、部局事務部等を置く。</p> <p>2 （同 左）</p> <p>附 則（令和8年達示第2号） この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p><u>別表1（第47条関係）</u></p> <p><u>総長戦略オフィス</u> <u>グローバル・エンゲージメント・オフィス</u> <u>DEIB推進室</u> <u>ディベロップメントオフィス</u> <u>広報室</u> <u>情報環境機構</u> <u>情報部</u> <u>業務改革推進室</u> <u>総務室</u> <u>コンプライアンス部</u> <u>監事支援室</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>不正防止実施本部事務室</u></p> <p><u>別表 2 (第 4 7 条の 2 関係)</u></p> <p><u>プロポストオフィス</u></p> <p><u>総合研究推進本部</u></p> <p><u>教育改革戦略本部</u></p> <p><u>国際高等教育院</u></p> <p><u>大学院教育支援機構</u></p> <p><u>学生総合支援機構</u></p> <p><u>図書館機構</u></p> <p><u>人と社会の未来研究院</u></p> <p><u>学務部</u></p> <p><u>別表 3 (第 4 7 条の 3 関係)</u></p> <p><u>CFO オフィス</u></p> <p><u>成長戦略本部</u></p> <p><u>資金運用室</u></p> <p><u>環境安全保健機構</u></p> <p><u>HR 戦略オフィス</u></p> <p><u>人事部</u></p> <p><u>会計管理部</u></p> <p><u>施設部</u></p>